

「知的財産戦略大綱(素案)」のポイント

資料1

知的財産立国の実現

「知的財産立国」とは、知的財産をもとに、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり。

現状と課題

- 我が国の産業競争力低下への懸念
- 知的創造サイクルの確立の必要性

実現に向けた戦略

知的財産に関する総合的な取組が必要。

- (1) 創造戦略
- (2) 保護戦略
- (3) 活用戦略
- (4) 人的基盤の充実

知的財産立国に向けた基本的方向

政府一体となって、2005年度
までに集中的・計画的に遂行

遅くとも2003年の通常国会までに、 「知的財産基本法(仮称)」 を制定

規定する内容

- 知的創造サイクルの活性化
という国家目標(基本方針)
の確立
 - 「知的財産戦略本部(仮称)」
の設置
 - 「知的財産戦略計画(仮称)」
の策定
- 等

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進
 - 大学・企業における知的財産創出
 - 創造性を育む教育・研究人材の充実
2. 知的財産の保護の強化
 - 迅速かつ的確な審査・審判
 - 実質的な「特許裁判所」機能の創出
 - 模倣品・海賊版対策の強化
 - 国際的な制度調和と協力の促進
 - 営業秘密の保護強化
 - 新分野等における知的財産の保護
3. 知的財産の活用の促進
 - 大学等からの技術移転の促進
 - 知的財産の評価と活用
4. 人的基盤の充実
 - 専門人材の養成
 - 国民の知的財産意識の向上

知的財産立国に向けた重点事項

○「世界特許」に向けた取組の強化

日米での調査結果等の相互利用(2002年中に検討開始)
迅速・的確な特許審査のための計画策定(2002年度中)

○実質的な「特許裁判所」機能の創出

特許等に関連する裁判を東京・大阪地裁に集中(2003年通常国会に法案提出)

○模倣品・海賊版等の対策の強化

侵害品に対する国境措置の強化(2004年度までに法制面・運用面を改善)
外交交渉等を通じた働きかけの強化(2002年度以降)

○営業秘密の保護強化

民事・刑事両面での保護強化(2003年通常国会に法案提出)

○大学の知的財産の創出、管理機能の強化

企業等の協力で戦略的に知的財産を創出する制度(2003年度までに構築)
全国数十程度の大学に「知的財産本部」を整備(2003年度までに開始)

○知的財産専門人材の養成

法科大学院における知的財産教育の充実(2004年度から学生受入開始予定)